

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

新居浜市では、介護保険事務の一部を委託している。委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うため、当該情報の取扱いについて、契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1. 被保険者資格の取得・喪失・異動等に関する事務 2. 要介護・要支援認定に関する事務 3. 被保険者の受給者・給付実績の管理に関する事務 4. 各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 5. 介護保険料の賦課徴収に関する事務
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条(利用範囲)第1号及び別表の項番100

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供者(第3欄)が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「健康保険法第55条又は第128条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「健康保険法第55条又は第128条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「健康保険法第55条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「健康保険法第55条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(3の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(6の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」であって主務省令第29条で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法第30条の2に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法第30条の2に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(38の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(70の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(116の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(137の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」であって主務省令第143条で定めるもの」が含まれる項(141の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(145の項) ・ 情報提供者(第3欄)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(158の項) <p>【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報照会者(第1欄)が「市町村長」の項のうち、特定個人番号利用事務(第2欄)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」であって主務省令第133条で定めるもの」が含まれる項(131の項) ・ 情報照会者(第1欄)が「市町村長」の項のうち、特定個人番号利用事務(第2欄)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」であって主務省令第134条で定めるもの」が含まれる項(132の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部 介護福祉課
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーについては、原則住民基本台帳から宛名システムを介して取得しているため、人手を介在させることはないが、住民基本台帳の登録が無い者のマイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や複数人での確認を行っている。書類については施錠管理を行い、廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切な方法での廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底している。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定し、ICカードとパスワードによる認証を行っています。事務取扱担当者はユーザーIDとパスワードで識別しています。異動や退職時には迅速に権限の変更・削除を行います。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月6日	I 5. ②所属長	加藤 京子	木俵 浩毅	事後	
平成30年3月6日	II-1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成30年3月5日時点	事後	
平成30年3月6日	II-2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成30年3月5日時点	事後	
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	木俵 浩毅	介護福祉課長	事後	様式変更による。
平成31年3月1日	II 1. 対象人数	平成30年3月5日 時点	平成31年2月28日 時点	事後	
平成31年3月1日	II 2. 取扱者数	平成30年3月5日 時点	平成31年2月28日 時点	事後	
令和2年3月2日	II 1. 対象人数	平成31年2月28日 時点	令和2年2月29日時点	事後	
令和2年3月2日	II 2. 取扱者数	平成31年2月28日 時点	令和2年2月29日時点	事後	
令和4年3月22日	I 4 ②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二 (情報提供) 項番1、2、3、4、6、26、30、 33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、 90、93、94、95、117 (情報照会) 項番94、95 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 (情報提供) 第2、3、6、19、25、30、3 2、33、43、44、46条 (情報照会) 第47条	1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 (情報提供) 項番1、2、3、4、6、8、11、2 6、30、33、39、42、43、56の2、58、61、6 2、80、81、87、90、93、94、95、108、10 9、117 (情報照会) 項番93、94 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 (情報提供) 第2、3、6、7、10、19、22の 2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、3 2、33、43、43の2、44、44の4、46、47、5 5、55の2条 (情報照会) 第46、47条	事後	
令和5年2月1日	I 1 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 申請管理システム	事後	
令和5年2月1日	II 1. 対象人数	令和2年2月29日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年2月1日	II 2. 取扱者数	令和2年2月29日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和7年3月28日	I 3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9 条第1項及び別表第一 項番68 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下、番号 法)第9条(利用範囲)第1号及び別表の項番1 00	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 4 ②法令上の根拠	<p>1. (番号法)第19条第8号及び別表第二 (情報提供) 項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、108、109、117 (情報照会) 項番93、94</p> <p>2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第2、3、6、7、10、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、55、55の2条 (情報照会) 第46、47条</p>	<p>1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供者(第3欄)が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・情報提供者(第3欄)が「健康保険法第55条又は第128条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「健康保険法第55条又は第128条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2の項) ・情報提供者(第3欄)が「健康保険法第55条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「健康保険法第55条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(3の項) ・情報提供者(第3欄)が「船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(6の項) ・情報提供者(第3欄)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(27の項) ・情報提供者(第3欄)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法第30条の2に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法第30条の2に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(38の項) ・情報提供者(第3欄)が「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(70の項) ・情報提供者(第3欄)が「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(116の項) ・情報提供者(第3欄)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(137の項) ・情報提供者(第3欄)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(145の項) ・情報提供者(第3欄)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(145の項) ・情報提供者(第3欄)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、利用特定個人情報(第4欄)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(158の項) <p>【番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会者(第1欄)が「市町村長」の項のうち、特定個人番号利用事務(第2欄)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」であって主務省令第133条で定めるもの「が含まれる項(133の項) ・情報照会者(第1欄)が「市町村長」の項のうち、特定個人番号利用事務(第2欄)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」であって主務省令第134条で定めるもの「が含まれる項(132の項) 	事後	
令和7年3月28日	II 1. 対象人数	令和5年4月14日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 2. 取扱者数	令和5年4月14日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	IV 8. 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。